



本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]……………(1)

 SINCE 1891		特許業務法人 浅村特許事務所																	
〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 電話：03-5715-8651(代) FAX：03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp		天洲セントラルタワー																	
所長 弁護士 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主	浅後水亀 篠岩松伊大日方	村藤本岡田見宮藤	昌晴義幹卓晶由和	弘男光生宏啓統里幸	会長 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主	金池大白 金橋中田林	井田塚江森本山中	幸一克久裕博祐銘	建弘貴則司之登子三	相談役 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主	浅井望畑 浅北水菊	村上月中野川野間	洋良孝裕 裕修	皓一次之郎亮宣史	井澤主 井澤主 井澤主 井澤主 井澤主	山下平弓田原岡	口村山削統 野	康克啓麻 亮光	明彦子理誠太男

の一部)は、当業者にとって周知であったとはいえないと認定し、発明1で特定する部分を導き出すことができないとし、同じく、取消事由3及び取消事由4でも、甲5文献との相違点である発明の一部の事項を導き出すことはできないと認定し、相違点1-1及び1-2は容易想到ではないとして、審決が取り消された事例である。

第1 裁判所の判断

1 本件発明について

この項には、本件発明の明細書に記載されている本件発明の内容が記載されている。その内容は、

2 取消事由1以降の説明も必要に応じて適宜引用されている。本件発明の内容については2 取消事由1以降で紹介し、本件発明の内容については記載を省略した。

2 取消事由1(甲4発明の認定及び相違点1-1の認定の誤り)について

(1) 甲4文献の記載より、甲4発明を以下のとおりと認定した。

甲4文献には、本件決定が認定したとおりの「酸二無水物とジアミンとを反応させてなるポリイミドの合成方法」(甲4発明)が記載されている。

(2) 相違点の認定

本件発明1と甲4文献に記載された発明との相違点は、本件決定が認定したとおり、相違点1-1、1-2、1-3が存在する。

(3) 原告の主張について

原告は、甲4文献から、反応機構の限定のない「酸二無水物とジアミンとを反応させてなるポリイミドの合成方法」という発明を認定することはできないと主張した。しかしながら、「ポリイミドの分子内の電子の状態を考慮して、モノマー原料として好適な酸二無水物成分とジアミン成分とを選択することで、ポリイミドの光透過性に好影響を及ぼすこと」が記載されているものと認められるが、甲4文献には、酸二無水物とジアミンとを反応させてポリイミドを合成することは、前記のとおり記載されていることも明らかである。そして、前記認定の発明の記載と甲4の限定を付した発明とは矛盾しておらず、また甲発明が認められなくなるものではないとして、原告の主張は理由なしとした。

3 取消事由2(相違点1-1に係る容易想到性の判断の誤り)について

(1) 前記2(1)の記載を前提に、判決は、相違点1-1に引用された中の以下の文献(甲3文献、甲7文献、乙2文献)から、本件特許の出願当時、光透過性に優れたポリイミドを得るために、波長400nm、光路長1cmの光透過率が80%以上のテトラカルボン酸誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったと認められるとし、以下の文献(甲3文献、甲7文献、甲8文献、甲9文献、乙3文献)から、本件特許の出願当時、光透過性に優れたポリイミドを得るために、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったことも、認められるとした。

(2) しかし、光透過性に優れたポリイミドを得るために、純水又はN、N-ジメチルアセトアミドに10質量%の濃度に溶解して得られた溶液に対する波長400nm、光路長1cmの光透過率(以下「本件光透過率」という。)が90%以上である芳香環を有しないジアミン誘導体又は本件光透過率が80%以上である芳香環を有するジアミン誘導体を使用すること(発明1の記載の一部)は、当業者にとって周知であったとはいえない、と判決は認定した。また、甲9文献には、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用することが周知であるとしても、そのことから、本件光透過率が80%~90%以上となるジアミン誘導体を使用することまでも周知であるということとはできない、と判決は認定した。

(3) 以上の検討より「光透過性に優れたポリイミドとするために、モノマーとして、本件光透過率